附　則

この省令は、令和六年一月一日から施行する。

○財務省令第五十八号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第六十五条の規定に基づき、社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

財務大臣　鈴木　俊一

社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年財務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（適用証明書の申請） **第一条**　［略］ ［一～四　略］	（適用証明書の申請） **第一条**　［同上］ ［一～四　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二　総領事館

区分＼号別月額	［略］	87号	［略］	89号	90号	91号	92号	［略］	94号	［略］	96号	［略］
		円 419,700		円 397,700	円 386,700	円 375,700	円 364,700		円 342,700		円 320,700	
国の地別　アジア				チェンナイ ベンガルール ムンバイ 香港	コルカタ	重慶 瀋陽	広州 上海					
大洋州												
北米						アトランタ シアトル ニューヨーク ボストン ホノルル ロサンゼルス	サンフランシスコ シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ハガッニャ ヒューストン マイアミ					
中南米		マナウス			レシフェ レオン	リオデジャネイロ			クリチバ サンパウロ			
欧州									エディンバラ サンクトペテルブルク		ウラジオストク ハバロフスク	
中東												
アフリカ												

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

二　総領事館

区分＼号別月額	［同上］	87号	［同上］	89号	90号	91号	92号	［同上］	94号	［同上］	96号	［同上］
		円 419,700		円 397,700	円 386,700	円 375,700	円 364,700		円 342,700		円 320,700	
国の地別　アジア				チェンナイ ベンガルール ムンバイ 香港	コルカタ	重慶 瀋陽	広州 上海					
大洋州												
北米						アトランタ シアトル ニューヨーク ボストン ホノルル ロサンゼルス	サンフランシスコ シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ハガッニャ ヒューストン マイアミ					
中南米		マナウス			レオン		レシフェ		リオデジャネイロ		クリチバ サンパウロ	
欧州									エディンバラ サンクトペテルブルク		ウラジオストク ハバロフスク	
中東												
アフリカ												

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。